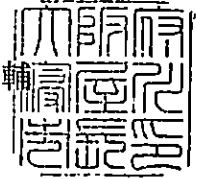


寝屋川市職員労働組合

執行委員長 花澤 理津子 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



2022 年夏季重点要求書（回答）

2022 年 5 月 13 日付、寝市職労第 11 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。	1 従来どおり、協議、交渉を行う。
2 定員適正化計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。また、育児休暇取得者を定員数から外し、その代替職員として正規職員を配置すること。	2 人員の確保については、第 7 期定員適正化計画に基づき、計画的な採用を行い、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、適正な配置に努める。育児休業取得者の取扱いについては、運用が困難であるため、現時点では考えていない。
3 コロナ対策室と応援職員を派遣している各部の業務遂行の実情を把握、	3 新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、業務の内容等を踏ま

<p>課題を抽出し、支障があれば必要な手立てを講じること。</p> <p>4 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。また再任用職員の一時金を正職員と同月数にすること。</p> <p>5 期末・勤勉手当は期末手当に統一し、全職員に一律10%加算すること。</p> <p>6 賃金の低い青年層に配慮した給付制度を創設すること。</p> <p>7 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。</p> <p>8 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。</p> <p>9 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行</p>	<p>え、勤務体制及び従事する職員の健康管理等について適切に対応をする。</p> <p>4、5 令和4年6月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき令和4年6月30日に支給する。</p> <p>6 給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、法令の趣旨等を踏まえ、必要な協議を行う。</p> <p>7 係長に対する時間外勤務手当の支給は行わない。</p> <p>8 夏季休暇については、5日間とし、取得期間は令和4年6月1日から令和4年10月31日までとする。なお、常勤職員以外の職員については、5日間を上限として、週の勤務日数・時間等を踏まえて付与する。</p> <p>9 生産性の向上とワーク・ライフ・バランスを実現するため、寝屋川市の働き方改革を強力的に推進する。</p>
--	--

うこと。

10 新たな管理監督職について、管理職養成課程とは別に、3級に上がる制度をつくること。

11 ねやがわ流フレックスタイム制(1か月単位の変形労働時間制)については、職場実態に応じた無理のない運用を行うこと。また勤務を予定していなかった時間に超勤命令がでた場合は、フレックスタイムではなく超勤手当で対応すること。

12 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。

13 メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。

14 安全衛生委員会の活性化をすすめ、実効ある審議を行うために必要な資料提供を行うこと。

15 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。

10 新たな監督職については、必要に応じ協議を行う。

11 フレックスタイム制については、必要に応じ、運用等の見直しを行っていく。時間外勤務手当については、勤務のフレキシブルな対応を基本とする中で、副係長までの職員が上司の命令に基づき超過勤務を行った場合には、条例に基づき支給している。

12 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用を図る。

13、14 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成を図る。

15 子宮がん、乳がん検診などを定期健康診断で実施することは考えていない。

16 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。

非正規職員の処遇改善に関する要求

17 職員確保の観点からも任期付職員の経年加算を拡充すること。また、給料格付けの号給を引き上げること。

18 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム勤務を適用すること。

19 会計年度任用職員は業務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。また均等待遇の観点から処遇改善を行うこと。

20 会計年度任用職員の一時金・夏季休暇等の付与する基準を緩和すること。

定年引上げに関する要求

21 定年引き上げについては、重要な労働条件であり、労使交渉・協議を尽くし、労使合意に基づいて、早期に条例化すること。

22 雇用と年金の確実な接続を図る制度を確立すること。

16 子の看護休暇については、現行どおりとする。

17～20 任期付職員及び会計年度任用職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、適切な制度運用に努める。なお、会計年度任用職員について、夏季休暇の付与対象者を拡充する。

21～32 定年引上げ及び再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用するとともに、協議を行う。

23 希望するすべての職員が年金を受給するまで働き続けることができる権利を保障すること。

24 加齢等に伴い職務遂行に支障を来すおそれがある職務・職種について、具体的に労使協議を行うこと。また、配置上の工夫などの条件整備、健康・福祉を考慮した勤務条件の確保など個々の職員の能力・適正に応じ職務の設定、必要な人員配置を行うこと。

25 60歳に達した職員の給与水準は引き下げないこと。いわゆる「給与カーブ」を「連続的」とするなど制度改悪を行わないこと。そのことを国・関係機関に要請すること。

26 「役職定年制」については、そのメリットやデメリットを検証し、当事者に不利益を招かないようにすること。

27 60歳以後の退職手当は、定年扱いとすること。国公のいわゆる「ピーク時特例」を適用し、「最高号給」を算定基礎とすること。

28 定年前再任用短時間勤務制度について、希望者全員に適用すること。また、本人希望により、途中からフルタ

イム勤務も可能な制度にすること。

29 地方公務員法第 26 条の 3 に規定している「高齢者部分休業制度」について条例化すること。また、いわゆる「キャリア・リターン制度」を制度化すること。

30 2023 年度に 60 歳を迎え定年引上げの対象となる職員が、安心して働き方を選択できるよう 2022 年秋までに制度の情報提供を行い、意思確認を行うこと。

31 65 歳の定年引上げの完成まで、隔年で定年退職者がいない年度が発生するが、定期的に新規採用を行うこと。

32 定年引上げを待たずに、現行の再任用職員（定年引き上げ経過時の暫定再任用職員）の賃金を抜本的に改善し、定年引上げ時の給与と均衡のとれたものとする。生活関連手当を制度化すること。